

**さくらデイサービスLife福岡東**  
**通所介護 重要事項説明書**  
 《 令和 年 月 日現在 》

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

**1. さくらデイサービスLife福岡東の概要**

(1) 事業所の概要

事業所名	さくらデイサービスLife福岡東
所在地	福岡県福岡市東区土井4丁目1番34号 2階
電話	092-410-9288
FAX	092-410-9321
管理者	菅沼 三貴
介護保険指定番号	福岡市 第 4070803665 号
サービスを提供する地域	福岡市東区、福岡市博多区、糟屋郡志免町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡久山町、古賀市
営業日	月・火・水・木・金・土（祝日を含む）
営業時間	8:30 ~ 17:30
休業日	日曜日、 12月31日～1月3日

(2) サービスの提供時間帯と定員

祝日	月	火	水	木	金	土	日
9:30 ~ 16:35							休
20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	—

(3) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	准看護師	1名（ ）	—	1名（ ）
生活相談員	介護福祉士	1名（ ）	1名（ ）	2名（ ）
看護職員	看護師	名（ ）	2名（ ）	2名（ ）
機能訓練指導員	柔道整復師	1名（ ）	2名（ ）	4名（ ）
	作業療法士	1名（ ）	名（ ）	
	理学療法士	名（ ）	名（ ）	
介護職員	介護福祉士	0名（ ）	0名（ ）	6名（ ）
	実務者研修修了者	0名（ ）	0名（ ）	
	2級課程修了者	0名（ ）	0名（ ）	

	その他	1名 ( )	5名 ( )	
--	-----	--------	--------	--

#### (4) 従業員の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	従業員の管理及び業務の管理。通所介護計画の作成等
生 活 相 談 員	利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他の指定通所介護の提供、介護職員に対する技術指導、
機 能 訓 練 指 導 員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言
看 護 職 員	看護その他の指定通所介護の提供
介 護 職 員	介護その他の指定通所介護の提供

#### (5) 利用施設の概要

建 物 の 構 造	鉄骨造
延 べ 床 面 積	165 m <sup>2</sup>
利 用 定 員	20 人
設 備 の 概 要	食堂兼機能訓練指導室 75.95 m <sup>2</sup> 静養室 6.82 m <sup>2</sup> 事務室 6.78 m <sup>2</sup> 相談室 8.40 m <sup>2</sup> トイレA 4.35 m <sup>2</sup> トイレB 3.79 m <sup>2</sup> 浴室A 4.70 m <sup>2</sup> 浴室B 3.82 m <sup>2</sup> 脱衣所A 5.67 m <sup>2</sup> 脱衣所B 4.62 m <sup>2</sup> キッチン・手洗場 12.02 m <sup>2</sup>

## 2. 当社の通所介護サービスの特徴等

### 【 運営の方針 】

事業所の通所介護従業者等は、利用者様の人格と人生観を尊重し、心身の状態を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な介助及び機能訓練を行うことにより、利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者様の家族の心体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提携に努めるものとします。

## 3. サービス内容

- (1) 通所介護計画の作成 (2) 生活指導 (3) 機能訓練 (4) 介護サービス  
 (5) 健康状態の確認 (6) 送迎サービス (7) 食事サービス (8) 入浴サービス  
 (9) 介護に関する相談援助

## 5 級地

## 【重要事項説明書一部確認合意書】

(別紙) 料金表

1 割負担の場合

【基本料金】(当事業所の事業所規模である通常規模型通所介護の場合)

地域区分: 5 級地(10.45)

所要時間	要介護度	単位数	基本利用料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	370 単位	3,866 円	387 円	774 円	1,160 円
	要介護 2	423 単位	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円
	要介護 3	479 単位	5,005 円	501 円	1,001 円	1,502 円
	要介護 4	533 単位	5,569 円	557 円	1,114 円	1,671 円
	要介護 5	588 単位	6,144 円	615 円	1,229 円	1,844 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	388 単位	4,054 円	406 円	811 円	1,217 円
	要介護 2	444 単位	4,639 円	464 円	928 円	1,392 円
	要介護 3	502 単位	5,245 円	525 円	1,049 円	1,574 円
	要介護 4	560 単位	5,852 円	586 円	1,171 円	1,756 円
	要介護 5	617 単位	6,447 円	645 円	1,290 円	1,935 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	570 単位	5,956 円	596 円	1,192 円	1,787 円
	要介護 2	673 単位	7,032 円	704 円	1,407 円	2,110 円
	要介護 3	777 単位	8,119 円	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護 4	880 単位	9,196 円	920 円	1,840 円	2,759 円
	要介護 5	984 単位	10,282 円	1,029 円	2,057 円	3,085 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	584 単位	6,102 円	611 円	1,221 円	1,831 円
	要介護 2	689 単位	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
	要介護 3	796 単位	8,318 円	832 円	1,664 円	2,496 円
	要介護 4	901 単位	9,415 円	942 円	1,883 円	2,825 円
	要介護 5	1,008 単位	10,533 円	1,054 円	2,107 円	3,160 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	658 単位	6,876 円	688 円	1,376 円	2,063 円
	要介護 2	777 単位	8,119 円	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護 3	900 単位	9,405 円	941 円	1,881 円	2,822 円
	要介護 4	1,023 単位	10,690 円	1,069 円	2,138 円	3,207 円
	要介護 5	1,148 単位	11,996 円	1,200 円	2,400 円	3,599 円
8 時間以上 9 時間未満	要介護 1	669 単位	6,991 円	700 円	1,399 円	2,098 円
	要介護 2	791 単位	8,265 円	827 円	1,653 円	2,480 円
	要介護 3	915 単位	9,561 円	957 円	1,913 円	2,869 円
	要介護 4	1,041 単位	10,878 円	1,088 円	2,176 円	3,264 円

【加算料金】

加算の種類	単位数	基本利用料金	利用者負担額 (1割)
入浴介助加算 (I)	40単位/日	418円/日	42円/日
入浴介助加算 (II)	55単位/日	574円/日	58円/日
個別機能訓練加算 (I) 口	76単位/日	794円/日	80円/日
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	209円/月	21円/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	418円/月	42円/月
介護職員等処遇改善加算 II	<p>上記基本料金及び加算・減算料金に介護職員等処遇改善加算 II が加算されます。</p> <p>介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(9.0%)&lt;1単位未満の端数四捨五入&gt;×1単位の単価(10.45)&lt;切り捨て&gt;</p> <p>なお、介護職員等処遇改善加算の利用者負担額(1割又は2割又は3割)は、上記額-(上記額×0.9又は0.8又は0.7(1円未満切り捨て))です。</p>		

【減算料金】

減算の種類	単位数	基本利用料金	利用者負担額
事業所が送迎を行わない場合	47単位/片道	491円/日	50円/日
利用定員超過による減算	1月の利用単位数×70%	1月の利用単位数×70%	左記額の1割
職員欠員による減算	1月の利用単位数×70%	1月の利用単位数×70%	左記額の1割

高齢者虐待防止措置未実施減算	介護報酬単位数の1%減算<1単位未満の端数四捨五入>
業務継続計画未策定減算	介護報酬単位数の1%減算<1単位未満の端数四捨五入>

【その他】

食費	1日あたり600円をお支払頂きます。 (外食時はお客様負担)
交通費	通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの利用者様に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から片道1km当たり20円をお支払い頂きます。
おむつ代	事業所の所有するおむつを提供した場合は実費をお支払い頂きます。
教養娯楽費	実費をお支払い頂きます。 (行事や活動による教材費等(利用者希望による))

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

**\*利用者負担額（1割）の算出方法**

基本料金及び加算・減算料金の1ヶ月のサービス合計単位数×10.45円＝〇〇円（1円未満切り捨て）  
〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

**(2) キャンセル料**

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。  
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

●連絡先 さくらデイサービスLife福岡東 (092-410-9288)

ご利用の24時間前迄にご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前迄にご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の12時間前迄にご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

※利用者様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

**(3) その他**

**料金のお支払方法**

毎月15日頃迄に前月分の請求を致しますので、25日迄にお支払い下さい。  
お支払い後は、領収証を発行します。

お支払方法は、現金集金、銀行振込、口座引き落としのいずれかをお願い致します。

振込先	銀行名	西日本シティ銀行 小嶺支店
	口座番号	普通 683398
	名義	有限会社ライフプロジェクト 代表取締役 熊谷 真悟

※引き落とし日は、毎月27日となります。

**5. サービスの利用方法**

**(1) サービスの利用開始**

まずはお電話等でお申込み下さい。当事業所スタッフがお伺い致します。  
通所介護計画作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

**(2) サービスの終了**

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

\* 利用者様が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合。

\* 介護保険給付サービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援と認定された場合。（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

\* 利用者様がお亡くなりになられた場合。

③ その他

\* 当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービス

を終了することができます。

- \*利用者様が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日以内にお支払いがない場合、又は利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当社は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6. サービス利用にあたっての留意事項

利用者様が事業所の提供するサービスを利用するに当たって、次の事項に留意して下さい。

- ・利用者様又はそのご家族は、利用者様の心身の状況等に変化が見られた場合、主治の医師からの指示事項等がある場合には、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- ・事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
- ・他のサービス利用者様の迷惑となる行為として、飲酒、喫煙、火気の取り扱い、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を慎むこと。
- ・体調不良等によって指定通所介護に適しないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがありますのであらかじめご了承ください。

## 7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 菅沼 三貴
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

## 8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者へ連絡を致します。また、事故が発生した場合にも市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
保険者	福岡市東区役所介護保険科	福岡市東区箱崎2丁目54-1	631-2131
主治医			
居宅介護支援			

## 9. 損害賠償保険の加入

保 険 会 社 名	三井住友海上
証 券 番 号	NE06040927

上記、損害賠償保険に加入しております。利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 11. 当社の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	有限会社ライフプロジェクト
代 表 者 役 職 氏 名	代表取締役 熊谷 真悟
本 社 所 在 地	福岡県北九州市八幡西区木屋瀬東 2-5-34
本 社 電 話 番 号	093-612-9933
定款の目的に定めた主な事業	1 介護保険法に基づく通所介護 及び介護予防通所介護事業 2 上記に付帯関連する一切の事業 ……他

## 12. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。）

### 13. サービス内容に関する苦情

#### (1) 当社お客様苦情担当

担 当 者		電 話
さくらデイサービスLife福岡東	(管理者) 菅沼 三貴	092-410-9288

#### (2) 苦情相談等の処理体制

(1)	窓口を担当者が居る場合は、直接対応します。 窓口を担当者が不在時は、他職員が対応し、担当者へ報告します。
(2)	苦情・相談等の内容をよく伺い、状況を詳しく把握します。
(3)	担当者が必要と判断する場合には、サービス提供担当職員を中心に検討会議を開き、対応を検討します。
(4)	検討会議の結果、必ず具体的な対応を迅速に行います。
(5)	苦情対応の記録を保管すると共に改善に活用し、再発防止に努めます。

#### (3) その他

当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓 口	連 絡 先 等	
福岡市 介護サービス課	所在地	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
	電話番号	092-711-4257
	F A X	092-733-5587
福岡市 東区役所 福祉・介護保険課	所在地	〒812-8653 福岡市東区箱崎 2-54-1
	電話番号	092-645-1069
	F A X	092-631-5025
福岡市 博多区役所 福祉・介護保険課	所在地	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル
	電話番号	092-419-1081
	F A X	092-419-1081

### 14. 暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者	取締役 熊谷 さおり
-----------------	------------

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

## 15 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 16. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

第三者評価実施有無：無